

## 旧特別許可地区（入間川2丁目の一部）の経過措置について

当該地区（入間川東小学校の通学区域のうち、入間川中学校の特別許可地区として、中央中学校への就学を選択できた入間川2丁目の一部\*）については、狭山市立小・中学校通学区域に関する規則に基づき、指定の中学校は入間川中学校になります。

ただし、入間川中学校の特別許可地区を廃止した令和4年3月時点で、入間川東小学校に在学していて、卒業する見込みの児童については、経過措置により、中央中学校への就学を選択することができます。

令和4年4月以降に、入間川東小学校に入学した（する予定の）当該地区の児童については、中学校は入間川中学校となります。

卒業時に中央中学校の生徒・学級数に十分な余裕がある場合は、当該地区児童の中央中学校への就学について、考慮する可能性もありますが、原則は入間川中学校への就学となることをご理解ください。

中央中学校への就学が選択可能となる場合に限り、時期は未定ですが、対象となる方には、全員に通知文書をお出しします。

令和3年度までに小学校・中学校に入学した児童・生徒が当該地区に、転居や転入した場合には、教育的配慮の観点から、経過措置が適用される児童・生徒と同様に、中央中学校への就学を選択することができます。

### （経過措置が適用される学年の一覧表）

経過措置が適用される学年		
年度	小学校	中学校
令和4年度	小2～小6	中1～中3
令和5年度	小3～小6	中1～中3
令和6年度	小4～小6	中1～中3
令和7年度	小5～小6	中1～中3
令和8年度	小6	中1～中3
令和9年度		中1～中3
令和10年度		中2～中3
令和11年度		中3

\* 入間川2丁目の一部とは、入間川2丁目の1～6番・7番（13～22・47・49）、19～38番である。